



## JA共済における 共済約款の平明化と今後の展望

～保険法施行にともなう共済約款の改訂経過と  
今後の取組課題～

JA共済連 全国本部 開発部 開発企画グループ  
石原 秀紹

### 1. はじめに

JA共済では、平成22年4月施行の保険法に対応するため、ほぼ全ての「ご契約のしおり・共済約款」について、記載内容や仕様の大幅な改訂を行った。

本稿は、保険法施行という節目においてJA共済が取り組んだ共済約款の平明化に関する改訂経過を振り返るとともに、JA共済における共済約款の位置付けや、今後取り組むべき主要な課題についても触れることとしたい。

### 2. 共済約款とは

#### 1) 法源

そもそも共済約款とは、大量の取引にかかわる事務を迅速に処理し、また、多数人の集合の存在を前提とする中で合理的な計算の基礎に立脚するためには契約内容が各契約者にとって共通に定められる必要があるといった契約内容の定型化の要請から、共済契約の約定事項をまとめたものであり、その規範性(法的拘束力)については、学説上、古くは意思理論に始まり、意思推定理論、自治法理論、商慣習法理論、新契約理論等が展開されてきた。<sup>[1]</sup>

詳細は専門書に譲るが、前述の「新契約理論」では、特に家計保障分野について、消費者契約性に注目し、「約款」の事前開示を前提に、「約款」と一体不可分である「ご契約のしおり」、「パンフレット」その他の募集文書を

用いて重要事項の説明を行うことが「約款」が法的拘束力を持つための要件としており、契約実務的にはまさにこのような実態なのではないかと考える。

平成22年4月に施行された保険法は、共済・保険契約に関する共通の契約ルールを定めた民事法であるが、この中では「約款」の意義については明記されていない。これは、「約款による取引」が共済・保険に限らないことにもよるが、今、まさにこの「約款による取引」について民法上の整備がなされようとしていることも背景にあったと思われる。この点については、後述する。

#### 2) 事業実施規程上の位置付け

共済事業の事業実施規程である共済規程には、「共済契約は、共済約款により締結する。」と当たり前のように規定されている。

共済約款は、1)のとおり「共済者と共済契約者との権利義務関係を規定する規範」であるが、同時に、農業協同組合法および農業協同組合法施行規則が定める「共済規程の記載事項」の一部を構成する規範でもある。<sup>[2]</sup>

なお、共済約款は、当初は各JAが個別に設定していたが、昭和30年代の事業実施規程の整備・簡素化に関する検討を受け、昭和40年3月に「全国共済農業協同組合連合会が行政庁の承認を受けて定めた共済約款をすべてのJA・連合会において使用する」こととされ、現在に至っている。

### 3. J A 共済における共済約款平明化の取組み

#### 1) 平成21年度までの取組み

##### ① 平成4年度まで〈法令・通知のルールに準拠した規定内容〉

共済約款の規定内容は、「共済規程」（当時は、共済規程の承認基準として農林水産省が発出していた通知である「共済規程例」にもとづき設定されており、共済約款に相当する

内容も全て重複して規定されていた。)の規定内容を契約者向けに再構成して作成されていた。

契約当事者間の権利義務関係を規律する契約規範であることに鑑み、あらゆる場面に対応できる網羅性や抽象性を実現するという点では合理的であったが、法令・通知のルールにもとづいた規定内容であったため、必ずしも読みやすいものではなかった。

#### 平成4年当時の共済規程と共済約款の規定内容（終身共済の支払事由）

共済規程	<p>1 この組合は、次の各号に掲げる共済事故が発生したときは、その共済事故に係る共済金を、(7)に掲げる共済事故にあつては共済金受取人に、(4)に掲げる共済事故にあつては被共済者に支払うものとする。</p> <p>(7) 被共済者が死亡したこと。</p> <p>(4) 被共済者が共済契約の成立又は復活の日以後に生じた疾病又は傷害により別表1第1級に掲げる後遺障害（以下この章において「第1級後遺障害」という。）の状態に該当するに至つたこと（その日前に既にあつた後遺障害の状態に、その日以後に生じた疾病又は傷害（その日前に既にあつた後遺障害の状態の原因となつた疾病又は傷害と因果関係のない疾病又は傷害に限る。）による後遺障害の状態が新たに加わつて第1級後遺障害の状態に該当するに至つた場合を含む。）。</p> <p>2 前項の規定により支払う共済金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(7) 前項各号に掲げる共済事故が共済掛金の払込期間（共済掛金払込免除契約にあつては、その変更前の共済契約に係る共済掛金の払込期間。次号において同じ。）内に発生したとき。終身共済金額と定期共済金額との合計額に相当する額</p> <p>(4) 前項各号に掲げる共済事故が共済掛金の払込期間の満了後に発生したとき。終身共済金額に相当する額</p>																			
共済約款	<p>第10条 この共済契約により組合が支払う共済金については、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">共済金の種類</th> <th style="width: 35%;">支払事由</th> <th style="width: 30%;">共済金の額</th> <th style="width: 20%;">共済金受取人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(7) 死亡共済金</td> <td>被共済者が共済掛金の払込期間内に死亡したこと</td> <td>終身共済金額と定期共済金額との合計額と同額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">死亡共済金受取人</td> </tr> <tr> <td>被共済者が共済掛金の払込期間満了後に死亡したこと</td> <td>終身共済金額と同額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(4) 後遺障害共済金</td> <td>被共済者が共済契約の成立または復活の日以後に生じた疾病または傷害により共済掛金の払込期間内に第1級後遺障害の状態になったこと（共済契約の成立または復活の日前にすでにあつた後遺障害の状態に、その日以後に生じた疾病または傷害（その日前にすでにあつた後遺障害の状態の原因となつた疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限ります。）による後遺障害の状態が新たに加わつて第1級後遺障害の状態になったときを含みます。以下この項において同じ。）</td> <td>終身共済金額と定期共済金額との合計額と同額</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">被共済者</td> </tr> <tr> <td>被共済者が共済契約の成立または復活の日以後に生じた疾病または傷害により共済掛金の払込期間満了後に第1級後遺障害の状態になったこと</td> <td>終身共済金額と同額</td> </tr> </tbody> </table>				共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人	(7) 死亡共済金	被共済者が共済掛金の払込期間内に死亡したこと	終身共済金額と定期共済金額との合計額と同額	死亡共済金受取人	被共済者が共済掛金の払込期間満了後に死亡したこと	終身共済金額と同額	(4) 後遺障害共済金	被共済者が共済契約の成立または復活の日以後に生じた疾病または傷害により共済掛金の払込期間内に第1級後遺障害の状態になったこと（共済契約の成立または復活の日前にすでにあつた後遺障害の状態に、その日以後に生じた疾病または傷害（その日前にすでにあつた後遺障害の状態の原因となつた疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限ります。）による後遺障害の状態が新たに加わつて第1級後遺障害の状態になったときを含みます。以下この項において同じ。）	終身共済金額と定期共済金額との合計額と同額	被共済者	被共済者が共済契約の成立または復活の日以後に生じた疾病または傷害により共済掛金の払込期間満了後に第1級後遺障害の状態になったこと	終身共済金額と同額
共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人																	
(7) 死亡共済金	被共済者が共済掛金の払込期間内に死亡したこと	終身共済金額と定期共済金額との合計額と同額	死亡共済金受取人																	
	被共済者が共済掛金の払込期間満了後に死亡したこと	終身共済金額と同額																		
(4) 後遺障害共済金	被共済者が共済契約の成立または復活の日以後に生じた疾病または傷害により共済掛金の払込期間内に第1級後遺障害の状態になったこと（共済契約の成立または復活の日前にすでにあつた後遺障害の状態に、その日以後に生じた疾病または傷害（その日前にすでにあつた後遺障害の状態の原因となつた疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限ります。）による後遺障害の状態が新たに加わつて第1級後遺障害の状態になったときを含みます。以下この項において同じ。）	終身共済金額と定期共済金額との合計額と同額	被共済者																	
	被共済者が共済契約の成立または復活の日以後に生じた疾病または傷害により共済掛金の払込期間満了後に第1級後遺障害の状態になったこと	終身共済金額と同額																		
<p>共済規程の規定を「ですます」調にし、表形式にした程度であり、基本的な規定表現は共済規程（法令用語）を維持していた。</p>																				

② 平成5年度から平成14年度まで〈法令用語から一般用語への段階的な移行〉

行政手続の効率化の観点から、平成5年度に共済規程の簡素化が行われ、共済規程と共済約款との重複が解消された。

これを受けて、平成6年度に導入した「生命総合共済」の共済約款では、「読みやすさ」の向上に向けて、参照条文の注記を設け利便性の向上を図るとともに、体裁についても、それまでのB5判から当時保険業界の主流であったA5判に改められた。

③ 平成15年度から平成20年度まで〈分かりやすい約款に向けた取組強化〉

平成15年には、「事業者による自己責任」という行政改革の流れの中で上述の「共済規程例」が行政通知からJA共済連が定める規範に変更された。

また、請求漏れの発生等を契機に、契約者保護の一層の徹底を図る趣旨から、共済約款の平明化（「平易化（読みやすさ）」および「明確化（理解しやすさ）」の略。）に取り組んだ。

当時の主な平明化の取組内容は次のとおりであるが、仕組改訂の機会を捉えて段階的に取り組んだため、共済約款横断的な取組みと

しては不十分な面があった。

2) 組合員・利用者に対する意向調査（平成20年度）

JA共済連では、平成22年4月の保険法施行に向けた約款改訂を進めるにあたり、一層の平明化にも取り組むこととし、その一環として平成20年度に実施した「JA共済モニター調査」<sup>〔3〕</sup>において、「あなたは共済約款を読んだことがありますか。」「読んだことがない理由は何ですか。」といった率直な質問を行ったところ、次のような結果が得られた。

「分からないことがあるときは、JAの担当者に聞けばよいから」という点については、対面推進を基本とするJA共済にあっては頼もしい結果であったが、組合員・利用者の安心感や信頼感を一層高めるには、約款の規定表現に加え、「字の小ささ」、「文字の多さ」といった視認性に関する仕様面での改善も不可欠であることが定量的に明らかになった。

① 「読んだことの有無」「読まない理由」

回答者の約60%が「約款」を「読んだことがない」としており、その理由としては「分からないことがあるときは、JAの担当者に聞けばよいから」が最も多く、次の理由とし

平成15年度から平成20年度までにおける共済約款の平明化の実施状況

共済約款の区分		生命系共済約款	建物系共済約款	自動車系共済約款	傷害・賠償系共済約款
取組内容	条項配列の見直し（支払・免責関連条文を共済約款の前段に規定する等）	—	実施	実施	—
規定表現の見直し	二重カッコ解消	—	実施	—	実施
	二重否定解消	—	—	—	実施
	表形式の活用	実施	実施	実施	—
	計算式の活用	—	—	実施	—

て、「字が小さくて、読む気がしないから」が多かった。

(単位：人)

約款を読んだ経験		読んだことがない理由 (複数回答)	
読んだことがある	167 (21.7%)	1位： 担当者に聞く	255 (55.6%)
読んだことがない	459 (59.5%)	2位： 字が小さい	183 (39.9%)
覚えていない	112 (14.5%)	3位： 難しい	159 (34.6%)
無回答	33 (4.3%)	4位： 分量が多い	152 (33.1%)

## ② 分かりやすさ・分かりにくい理由

回答者の約75%が「約款」を「とても分かりにくい」、「どちらかといえば、分かりにくい」と感じており、その理由としては、「読み慣れない言葉や用語が多いから」、「文字が小さくて、読みにくいから」が多かった。

(単位：人)

分かりやすさ		分かりにくい理由 (複数回答)	
とても分かりにくい	146 (18.9%)	1位： 言葉・用語が 難しい	395 (68.8%)
どちらかといえば、分かりにくい	428 (55.5%)	2位： 字が小さい	302 (52.6%)
どちらかといえば、やや分かりやすい	87 (11.3%)	3位： 文字が多い	246 (42.9%)
とても分かりやすい	6 (0.8%)	4位： 見つけにくい	175 (30.5%)
その他	2 (0.3%)		
無回答	102 (13.2%)		

## 3) 平成22年4月の保険法施行にともなう取り組み (平成21年度)

上述のような経過・調査結果を踏まえ、J A 共済では、保険法施行に対応した約款改訂の中で、保険法の趣旨である利用者保護を実体面からも強化し、所謂「業務品質」の一

層の向上を図るため、共済約款・共済掛金率審議委員会(契約者代表委員、学識経験委員、J A 代表委員等で構成される共済約款改訂の諮問機関)における審議・研究も織り込み、共済約款の平明化を行った。

今回の平明化の取組みは、契約規範としての抽象性・法的厳密性を損なわない範囲で、文章の短縮化、表や計算式の活用等を行うことによって、法令・通知のルールに縛られない読みやすい文章に改め、同時に文字のサイズや印刷物の仕様についても見直しを行い、共済事業向けの総合的な監督指針<sup>[4]</sup>が要請している「契約関係者にとって読みやすく、理解しやすい共済約款」の実現に向けた改善を図ったものである。

### ① 規定表現の改善

約款共通的に規定表現の統一を図り、読みにくさの改善を図った。

主な項目	内容
条項配列の見直し	請求漏れの防止策の一助とするため、条文の順序を見直し、支払・免責にかかる条文を共済約款の前方に配置した。
用語の説明の充実	約款冒頭に記載している「用語の説明」を充実し、難解用語の説明を充実するとともに検索性の向上を図った。
カッコ書きの変更	従来カッコ書きとなっていた規定について、「注書き」や「用語の説明」に変更し、併せて二重カッコを解消した。
二重否定の解消	「〇〇は適用しません。ただし××はこの限りではありません。」等の二重否定となっている表現を解消した。
項・番号の振り方・他の項・号の引用方法の見直し	一般的に馴染みが薄い条文の「項」や「号」の振り方や、他の項・号を引用する場合の方法について、誤読を避ける観点から見直した。
表形式・計算式の活用	条文を視覚的に見やすくし、共済契約者の理解を促進する観点から、列挙方式であった規定を中心に表形式による規定に変更した。 また、共済金の支払額の算出方法など、文章で規定している条文について、計算式による規定に改訂した。

平成22年 4 月に実施した平明化の具体例

項目	従来約款	新約款																		
条項配列の見直し	<p>「契約成立→支払→消滅」という契約の時系列的な流れに則した構成</p> <table border="1"> <tr><td>用語の定義</td></tr> <tr><td>責任開始</td></tr> <tr><td>掛金の払込み関係</td></tr> <tr><td>失効・復活</td></tr> <tr><td>支払・免責事由／払込免除</td></tr> <tr><td>契約内容の変更</td></tr> <tr><td>無効・解除・消滅等</td></tr> <tr><td>貸付</td></tr> <tr><td>その他</td></tr> </table>	用語の定義	責任開始	掛金の払込み関係	失効・復活	支払・免責事由／払込免除	契約内容の変更	無効・解除・消滅等	貸付	その他	<p>保障内容の理解促進を重視し、支払事由や免責事由を前方に配置した構成</p> <table border="1"> <tr><td>用語の説明</td></tr> <tr><td>支払・免責事由／払込免除</td></tr> <tr><td>責任開始</td></tr> <tr><td>掛金の払込み関係</td></tr> <tr><td>失効・復活</td></tr> <tr><td>契約内容の変更</td></tr> <tr><td>無効・解除・消滅等</td></tr> <tr><td>貸付</td></tr> <tr><td>その他</td></tr> </table>	用語の説明	支払・免責事由／払込免除	責任開始	掛金の払込み関係	失効・復活	契約内容の変更	無効・解除・消滅等	貸付	その他
用語の定義																				
責任開始																				
掛金の払込み関係																				
失効・復活																				
支払・免責事由／払込免除																				
契約内容の変更																				
無効・解除・消滅等																				
貸付																				
その他																				
用語の説明																				
支払・免責事由／払込免除																				
責任開始																				
掛金の払込み関係																				
失効・復活																				
契約内容の変更																				
無効・解除・消滅等																				
貸付																				
その他																				
カッコ書きの変更	<p>2. 被転換契約の普通約款の「<u>共済契約の転換</u>」の規定により被転換契約が消滅したものとされる日の翌日からその日を含めて前項に該当することとなった日までの間に到来した被転換契約「(失効していたもの(被転換契約が転換契約または一部一時払特約付契約であるときは、払込部分または分割払部分が失効していたもの)を除きます。)」の共済掛金の払込期月「(被転換契約が共済掛金の払込猶予期間中に転換されたときは、その払込猶予期間にかかる共済掛金の払込期月を含みます。)」において払い込まれるべき共済掛金</p>	<p>(2) 被転換契約の普通約款の「<u>共済契約の転換</u>」の規定により被転換契約が消滅したものとされる時の属する日からその日を含めて(1)に該当することとなった日までの間に到来した被転換契約(注1)の共済掛金の払込期月(注2)において払い込まれるべき共済掛金                      (注1) 失効していたものを除きます。この場合に、被転換契約が転換契約、乗換契約または一部一時払特約付契約である場合は、失効していたものとは、払込部分、先進医療部分または分割払部分が失効していたものをいいます。                      (注2) 被転換契約が共済掛金の払込猶予期間中に転換された場合は、その払込猶予期間にかかる共済掛金の払込期月を含みます。</p>																		
項・号番号の振り方・他の項・号の引用方法の見直し	<p>第1条 ← 条                      1. ○○○ ← 項                      (1) ○○○ ← 号</p> <p>4. 第1項の状態が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすときは、組合は、共済掛金の払込みを免除しないことがあります。</p>	<p>第1条 ← 条                      (1) ○○○ ← (かっこいち) } 約款では「項」「号」は使用しない。                      ① ○○○ ← (まるいち)</p> <p>(4) (1)の状態が戦争その他の変乱によって異常に発生した場合で、その発生が共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすときは、組合は、共済掛金の払込みを免除しないことがあります。</p>																		
表形式・計算式の活用	<p>5. 次の場合には、この特約は、それぞれ各号の時に消滅します。</p> <p>(1) この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合には、主契約が復活した時</p> <p>(2) 被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、特約後遺障害共済金が支払われた場合には、被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時</p> <p>(3) 被共済者が死亡した場合には、被共済者が死亡した時</p>	<p>(5) この特約は、次の表の区分に応じて、同表の時に消滅します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>消滅する時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合</td> <td>主契約が復活した時</td> </tr> <tr> <td>② 被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、特約後遺障害共済金が支払われた場合</td> <td>被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時</td> </tr> <tr> <td>③ 被共済者が死亡した場合</td> <td>被共済者が死亡した時</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	消滅する時	① この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時	② 被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、特約後遺障害共済金が支払われた場合	被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時	③ 被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時										
区 分	消滅する時																			
① この特約の復活の申込みがあり、主契約のみが復活した場合	主契約が復活した時																			
② 被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になり、特約後遺障害共済金が支払われた場合	被共済者が第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になった時																			
③ 被共済者が死亡した場合	被共済者が死亡した時																			

## ② 仕様の見直し

「文字が小さい」「見づらい」といった視認性に関する指摘に的確に対応するためには、文字の大きさや行間の拡大といった物理的な面の改善も不可欠であるため、共済約款のサイズや文字サイズ等の仕様・体裁についても見直しを行った。なお、郵送による約款交付が見込まれるものについては、郵券代への影響も考慮し、サイズや重量、紙質の検討を行った。

	従来の約款	新約款
文字サイズ	8ポイント (長期共済) 7ポイント (短期共済)	9ポイント (長期共済) 8ポイント (短期共済)
書体	明朝体	ゴシック体
見出し	条タイトル・表タイトルと本文の区分がない	条タイトル・表タイトルを網掛けする等、本文との区分を強調
約款サイズ	A 5判 (長期共済) 変形横判 (短期共済)	A 4判 (長期共済) 変形縦判 (短期共済)

## ③ 「ご契約のしおり」の改善

J A 共済では、共済約款の平明化と同時に、共済約款の内容のうち重要な事項を平易に再構成している「ご契約のしおり」についても、実際の利用シーンを想定した構成への再編や見出しの工夫による検索性の向上等の改善にも取り組んだ。

### 4) 今後の検討課題

今回の取組みにより、約款共通的に一定の平明化はできたと考えられるが、今後に向けては、規定表現や仕様等の技術的な取組みだけではなく、仕組みの構造自体のシンプル化・簡素化も含めた検討も必要と考えられる。

なお、3) ②の仕様の見直しについて、平成22年度に実施した「L A モニター調査」<sup>[5]</sup>

において印象を尋ねたところ、A 4判に変更した約款については特に文字サイズ・書体について約75%のL A から「良くなった」、「少し良くなった」という回答をいただいたが、変形縦判に変更した約款については「変わらない」という回答が半数弱を占めており、今後の改善に向けてはさらに掘り下げて検証していきたい。

また、既に各所で指摘されている<sup>[6]</sup>が、各社が「約款の平明化」を進めた結果、「ご契約のしおり」と「約款」とが接近または重複しつつあるのは事実であろう。「利用者が契約後に本当に使いやすいもの」、「共済証書と突き合わせて読めば保障内容(免責事項)がほぼ理解できるもの」という視点から、組合員・利用者の意向も十分に把握したうえで、「ご契約のしおり」と「共済約款」の役割についても再検証していく必要があると考えられる。

## 4. 共済約款をめぐる環境変化

### 1) 民法(債権法)改正

#### ① 概略

現在、法務省において民法(第3編 債権)の改正に向けた審議が行われている。

これは、法務大臣の諮問<sup>[7]</sup>を受けて、「民法の債権関係の諸規定につきましては、その内容を社会・経済の変化に対応させるとともに、判例法理等を踏まえて規定を明確化することにより、国民一般に分かりやすいものとするなどの観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心としまして早急に見直しを行う必要がある」<sup>[8]</sup>との視点から、法制審議会の民法(債権関係)部会として進められているものである。

## ② 共済約款に関する影響

共済約款に少なからず影響すると思われる項目として、次の3点が挙げられる。(この他にも消滅時効の見直しや民事法定利率の見直し等、契約実務に影響する項目も多い。)

### ア 約款に関する規定の新設

約款の内容を相手方が知るための機会が十分には無く、相手方の利益が害される場合があるのではないかなど問題意識を背景に、約款を利用した取引の安定性を確保する等の観点から、「民法に規定を設けるべきである」という考え方が同部会の中で提示されている。

#### イ 約款を契約内容とするための要件

約款を個別の契約の契約内容とするための要件(約款の組入れ要件)について、例えば、「原則として約款が相手方に開示されていることが必要であるとした上で、約款の開示が現実的に困難である場合の例外要件を設定する」という考え方が同部会の中で提示されている。

共済約款に関しては、「開示」の内容次第で、次の事項について影響が生じうる。

○共済推進時、契約継続時、契約更新時の共済約款の開示・交付のルール

○共済約款上「組合の定める手続」、「組合の定める取扱い」等とのみ記載し、その具体的内容は共済者の内部規範である「共済約款の別定事項」に掲載されている規定内容

#### ウ 不当条項規制

契約取引時の情報・交渉力において劣位にある一方当事者の利益が不当に害されないように契約内容に介入し、不当な内容の契約条項の拘束力を否定する必要がある場合があるという問題意識(当事者間の情報・交渉力格差の是正)を背景に、「不当条項を規制する規定を民法に設けるべきである」という考え方が

同部会の中で提示されている。

既に消費者契約法において規定されている不当条項規制も含め、民法への統合も視野に入れた検討が行われており、「約款」を使用する契約について不当条項規制の再検証が求められる。

## ③ 今後の取組み

「民法の債権関係の諸規定」は、およそ契約取引全般に影響を及ぼすものであり、また、商法、消費者契約法その他の法律との関連整理も必要となることから、同部会の開催回数は、平成21年11月24日の第1回から数えて既に20回を超えている。(平成23年1月末時点)

今後は、これまでの審議結果を踏まえた中間論点整理がなされ、パブリックコメントに付される予定である。

約款にもとづく取引について、民法上、明確な規定が設けられる可能性があることに加え、その規定内容や提供方法といった技術的な側面についても影響が想定されることから、同部会の検討状況を注視しつつ、分析を深めていくこととしたい。

## 2) 環境保護と電子化・ペーパーレス化

### ① 一般情勢

近年、保険業界においては、環境保護や企業の社会的責任の向上の観点から、保険約款の冊子配付に代えてデータ提供(CD-ROMの配付やウェブサイトへの掲示)が進みつつある。

インターネットの人口普及率が78.0%(平成21年末)<sup>[9]</sup>に達した現状においては、「紙」にこだわる理由がないというのも事実であり、紙資源の節約や物流におけるCO<sub>2</sub>削減等により環境負荷軽減に資する面だけでなく、頻繁な商品改訂の度に生ずる資材の改廃コストや版管理の徹底といったバックオフィス事

務の軽減にも資する取組みと考えられる。

## ② J A 共済における考え方

J A 共済も状況は類似するが、次のような点を一つ一つクリアにしておく必要があると考える。

- 組合員・利用者が電子化・ペーパーレス化を求めているのか。特に高齢の共済契約者が多い契約構造の中で適切な選択肢か。
- 保障期間が長期間となる共済契約について、将来にわたっていつでも約款データにアクセスできる環境整備が可能か。
- アフターサービス面での利便性確保の点から、代替資材（約款の代わりに契約の概要が分かるもの）の必要性が高まるが、「ご契約のしおり」との区分はどうなるか。
- 民法（債権法）改正における約款規制の影響がどの程度見込まれるか。

## ③ 今後の取組み

次のような視点も織り込みながら、契約実務的、法律的な影響等、多面的に検証していくこととしたい。

- 契約事務プロセスの見直しや資材の統廃合による分かりやすさの向上
- 共済約款等の印刷、配送、保管といった一連の物流プロセスにおける無駄の解消
- 各 J A に展開している共済オンラインシステムを活用した電子化・ペーパーレス化の拡充

## 5. 結びにかえて

平成22年は「スマートフォン元年」と言われた。同時にiPadやKindle、Reader等の発売が相次ぎ「電子書籍元年」とも言われ、活字メディアの電子化が急速に進みつつある。また、平成23年以降は、「タブレット型端末」の普及が一層進むとも予測<sup>[10]</sup>されている。

携帯型端末機の利便性向上や無線通信環境の整備を背景に、今後は、保険業界においても既存機器の更新にあわせてこのような携帯型端末機の普及や利用は進むと考えられ、契約事務のワイヤレス化やペーパーレス化も一層進んでいくものと考えられる。（既に一部の保険会社では先行事例が登場している。）

J A 共済においても、このような技術変化を前向きに捉え、契約締結時点の「共済約款の取扱い」という部分的な局面に終始することなく、4. で述べた環境変化も織り込み、一連の契約事務プロセスや契約後のアフターフォローも含めた組合員・利用者の利便性向上と理解促進に向けて、一気通貫した全体最適化を指向していく必要があると考える。

■参考資料■

- 〔1〕 金澤理「保険法 上巻〔改訂版〕」（成文堂 2005）P. 27～P. 33
- 〔2〕 「共済規程の記載事項」に関する農業協同組合法および農業協同組合法施行規則の規定

【法律】 農業協同組合法  
 [共済規程]  
 第11条の7 [略]  
 2 前項の共済規程には、共済事業の種類その他事業の実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関して農林水産省令で定める事項を記載しなければならない。

【農林水産省令】 農業協同組合法施行規則  
 [共済規程の記載事項]  
 第11条 法第11条の7第2項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の実施方法に関する事項
- 二 共済契約に関する事項
- 三 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項

〔この部分に相当するものが「共済約款」である。〕

- 〔3〕 「J A 共済モニター調査」  
 J A 共済連と(社)農協共済総合研究所とが共同で毎年実施している主に組合員を対象としたアンケート調査
- 〔4〕 共済事業向けの総合的な監督指針（農林水産省 平成22年8月23日改正）  
 II-2-10-2 主な着眼点（5）⑨  
 「共済約款の作成については、共済契約者の視点に立って、分かりやすい内容となるよう努めているか。なお、専門用語や法律用語の安易な使用が共済契約者の共済約款に対する理解を困難なものにすることに留意しているか。」

- 〔5〕 「L A モニター調査」  
 J A 共済連と(社)農協共済総合研究所とが共同で毎年実施しているL A を対象としたアンケート・ヒアリング調査
- 〔6〕 山本英人「約款平明化への取組み」（生命保険経営 第77巻第2号）P. 106  
 小林雅史「約款の平明化について」（ニッセイ基礎研究所報 Vol. 57）P. 63
- 〔7〕 法制審議会第160回会議（平成21年10月28日開催） 諮問第88号  
 「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」
- 〔8〕 法制審議会 民法（債権関係）部会 第1回会議（平成21年11月24日開催） 議事録
- 〔9〕 総務省「平成21年 通信利用動向調査」
- 〔10〕 IDC Japan株式会社「国内モバイルデバイス市場 2010年第3四半期の実績と予測」  
 2010年12月27日